

意見募集要領

「盛土規制法に基づく対象区域（案）」に対する意見の募集について

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で見直すため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

北九州市では、同法に基づく区域の指定を行うため、基礎調査を実施し、対象区域（案）を作成しましたので、市民のみなさまにお知らせするとともに、ご意見を募集します。

※いただいたご意見とこれに対する本市の考え方については、ホームページ等で公表いたします。

1 意見募集期間

令和6年10月15日（火）から令和6年11月14日（木）まで

2 計画等の案の閲覧・配布場所

- ・ 都市戦略局 開発指導課（市役所13階）
- ・ 各区役所 総務企画課 及び 出張所
- ・ 総務市民局 広聴課（市役所1階）
- ・ 北九州市ホームページ

(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00007.html)



3 意見の提出方法

住所、氏名を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

電子メール	toshi-kaihatsu@city.kitakyushu.lg.jp
郵送	〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市 都市戦略局 開発指導課 あて
FAX	093-582-2503 北九州市 都市戦略局 開発指導課 あて
持参	・ 都市戦略局 開発指導課（市役所13階） ・ 各区役所 総務企画課 ・ 総務市民局 広聴課（市役所1階）
電子申請	https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/1831974485929249622



4 意見提出書様式

様式自由（別紙の参考様式をご活用いただけます）

5 問い合わせ先

北九州市都市戦略局開発指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

TEL 093-582-2644、FAX 093-582-2503

電子メール toshi-kaihatsu@city.kitakyushu.lg.jp